

福山市生活保護受給者健康診査業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、健康増進法に基づき、生活保護受給者に対する生活習慣病予防のための健康診査の実施について必要な事項を定める。

第2 業務の実施方法等

1 健康診査の実施方法

個別健診により実施する。

2 対象者

福山市が生活保護を実施している40歳以上の被保護者で、福山市民とする。ただし、次に掲げる人を除く。

- (1) 特定健康診査又はそれに相当する健康診査を既に受診済みの人
- (2) 病院又は診療所に入院している人
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までの施設に入所及び入院している人(障害者支援施設、養護老人ホーム及び介護保険施設等)
- (4) 被爆者健康手帳の交付を受けている人

3 実施回数

同一人については、年1回とする。なお「年1回」とは4月1日から翌年3月31日までの間に1回とする。

第3 周知方法

広報ふくやま、生活保護のしおりに掲載する等、周知徹底を図る。

第4 業務実施計画

- 1 業務実施計画は受託者と協議して決定するものとする。
- 2 当該業務実施計画を変更するときも同様とする。

第5 項目及び方法

- 1 検査項目及び方法は次のとおりとする。

- (1) 40歳～74歳の人に実施する項目

ア 問診

服薬歴、既往歴、生活習慣の状況及び自覚症状等を聴取すること。

受診者は、福山市健康診査 標準的な質問票22項目の回答を行う。

イ 身体計測

身長、体重及び腹囲の測定

腹囲は、メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼吸時、臍レベルで測定する。脂肪蓄積が著明で、臍が下方に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定する。

腹囲は、厚生労働大臣が定める基準（BMI が 20 未満の人、もしくは BMI が 22 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した人）に基づき、医師が必要でないと認める時は、省略可とする。腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可とする。

ウ BMI の測定

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

エ 理学的検査（診察）

視診、打聴診、触診及びその他必要な検査を実施すること。

オ 血圧の測定

測定回数は原則 2 回とし、その 2 回の測定値の平均とする。現場の状況に応じて、1 回の測定でも可とする。

カ 肝機能検査

AST（GOT）、ALT（GTP）及びγ-GT（γ-GTP）を測定すること。

キ 血中脂質検査

空腹時中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロールを測定すること。

空腹時中性脂肪は、採血時間が絶食 10 時間以上経過していること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪（絶食 10 時間未満）による血中脂質検査を行うことを可とする。

空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400 mg/dl 以上である場合又は食後に採血する場合には、LDL コレステロール量の検査に代えて、Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロール量を除いたもの）の検査を行うことができる。この場合において、血中脂質検査における LDL コレステロール量の検査を行ったものとみなす。

ク 血糖検査

空腹時血糖又は HbA1c（NGSP 値）のいずれかを測定すること。

空腹時血糖は、採血時間が絶食 10 時間以上経過している場合に実施し、空腹時血糖が測定できない場合は HbA1c（NGSP 値）を測定すること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、随時血糖（食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満）による血糖検査を行うことを可とする。

ケ 尿検査

尿中の糖及び蛋白の有無を測定すること。

生理中の女性及び腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している人の場合は、検査不能という扱いも可能とする。

コ 詳細な健診

詳細な健診は、受診者の性別、年齢等を踏まえ、次の判断基準に該当するものから、医師が個別に判断し実施する。

(ア) 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

貧血の既往歴を有する人又は視診等で貧血が疑われる人に行う。

(イ) 心電図検査（12誘導心電図）

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる人に行う。

(ウ) 眼底検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した人に行う。ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖の検査結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖の検査項目についての基準に該当する人を含む。

血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上
血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上

眼底検査の手技は「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にする。

(エ) 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した人に行う。

血圧	収縮期 130 mmHg 以上又は拡張期 85 mmHg 以上
血糖	空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値） 5.6 % 以上又は随時血糖値が 100 mg/dl 以上

(2) 75 歳以上の人に実施する項目

ア 問診

服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目及び自覚症状等を聴取すること。

イ 身体計測

身長及び体重を測定し、BMI を算定すること。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

ウ 理学的検査（診察）

視診、打聴診、触診及びその他必要な検査を実施すること。

エ 血圧の測定

測定回数は原則 2 回とし、その 2 回の測定値の平均とする。現場の状況に応じて、1 回の測定でも可とする。

オ 肝機能検査

AST（GOT）、ALT（GTP）及び γ -GT（ γ -GTP）を測定すること。

カ 血中脂質検査

空腹時中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロールを測定すること。

空腹時中性脂肪は、採血時間が絶食 10 時間以上経過していること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪（絶食 10 時間未満）による血中脂質検査を行うことを可とする。

空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400 mg/dl 以上である場合又は食後に採血する場合には、LDL コレステロール量の検査に代えて、Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロール量を除いたもの）の検査を行うことができる。この場合においては、血中脂質検査における LDL コレステロール量の検査を行ったものとみなす。

キ 血糖検査

空腹時血糖又は HbA1c（NGSP 値）のいずれかを測定すること。

空腹時血糖は、採血時間が絶食 10 時間以上経過している場合に実施し、空腹時血糖が測定できない場合は HbA1c（NGSP 値）を測定すること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、随

時血糖（食事開始時から3．5時間以上絶食10時間未満）による血糖検査を行うことを可とする。

ク 尿検査

尿中の糖及び蛋白の有無を測定すること。

腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している人の場合は、検査不能という扱いも可能とする。

※ 75歳以上の人については、詳細な健診は実施しない。

2 判定区分

- (1) 検査結果は、医師が総合的に判断し、「異常を認めず」「要指導」及び「要医療」に区分する。
- (2) 40歳～74歳については、メタボリックシンドローム判定欄に、いわゆる8学会基準に基づく（該当者／予備群／非該当）の判定を明記する。

第6 指導

異常所見を有する人に対しては、治療の勧奨や日常生活の指導等に努めるものとする。

第7 受診者負担金

休日・夜間等受診票を確認する。受診者負担金は徴収しない。

第8 検査結果の報告

医療機関は、健康診査を行った月の翌月10日までに、診査票を市に提出する。

第9 結果の通知

受診者への結果通知は、実施後1か月以内に医療機関が行うものとする。

第10 記録の整備

- 1 市は結果については、名前、年齢、検査結果及び判定結果等の記録を保管するものとする。
- 2 医療機関は、受診者の記録を5年間は保存する。

第11 受診者の責務

受診者は、健康診査結果通知に基づき、健診結果を尊重し、自ら健康管理に努めるとともに、積極的に生活習慣等の改善に努めなければならない。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）12月2日から施行する。